

[事案 23-103] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時に告知義務違反をすすめられて契約したとして、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

①平成 22 年 9 月に一時払個人年金保険に、②平成 23 年 5 月に一時払養老保険に加入したが、契約時、募集人は、自分が糖尿病で入院し、治療中であることを知っていたにもかかわらず、貯蓄が目的であるから、告知は大まかでよく、入院・病歴等に関して「いいえ」に○をするように説明をし、自分は、そのとおりにして契約した。このように不適切な取扱により契約させられたので、契約の取消しと保険料の返金を求める。

<保険会社の主張>

①の契約は、そもそも告知事項は職業のみで医的の告知は不要であり、②の契約は、加入時、募集人は申立人の上記病歴について聞いていない。いずれの契約も適正に行われており申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、申立の内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 申立契約①について

申立契約①は、勤務先と職業の具体的内容が告知事項とされているが、医的面の告知が必要な契約ではなく、申立人が主張する事実を認める余地はない。

(2) 申立契約②について

申立人の入通院の具体的な状況は必ずしも明らかではないが、申立人の主張を前提にすると、申立契約②の告知書には告知事項の全てについて「いいえ」に○がされており、不実告知の事実を認めることができる。しかし、募集人が、申立人の糖尿病の入通院を了知し、不告知教唆を行ったと認めることができる証拠は見当たらず、申立人の主張を直ちに認めることはできない。